

平 成 3 1 年

大 東 市 議 会

開 会 議 会 議 案

提 出

平成31年4月1日

印刷物番号

3 1 - 7

も く じ

報告第 2号	大東市市税条例等の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について-----	1
報告第 3号	大東市介護保険条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について-----	9
報告第 4号	大東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について-----	11

報告第2号

大東市市税条例等の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について

大東市市税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成31年3月29日次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求める。

平成31年4月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）が、平成31年3月29日付けで公布され、平成31年4月1日から施行されたことに伴い、所要の改正を早急に行う必要があったため。

大東市市税条例等の一部を改正する条例

平成31年3月29日

条例第14号

(大東市市税条例の一部改正)

第1条 大東市市税条例（平成3年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「納税者の住所および氏名または名称ならびに」を「納税者の氏名または名称および」に改める。

第18条の2第3項中「期間」を「期限」に改める。

第34条の7の見出しおよび同条第1項ならびに第36条の2第1項ただし書および第3項中「寄付金」を「寄附金」に改める。

第88条第2項中「発行」を「発付」に改める。

付則第7条の3の2第1項中「平成43年度」を「平成45年度」に、「附則第5条の4の2第6項（同条第9項）」を「附則第5条の4の2第5項（同条第7項）」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項の規定の適用が」を「前項の規定の適用が」に改め、同項を同条第2項とする。

付則第7条の4の見出し中「寄付金」を「寄附金」に改める。

付則第10条の2第5項中「附則第15条第18項」を「附則第15条第19項」に改め、同条第6項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第7項中「附則第15条第29項第1号」を「附則第15条第30項第1号」に改め、同条第8項中「附則第15条第29項第2号」を「附則第15条第30項第2号」に改め、同条第9項中「附則第15条第29項第3号」を「附則第15条第30項第3号」に改め、同条第10項中「附則第15条第30項第1号」を「附則第15条第31項第1号」に改め、同条第11項中「附則第15条第30項第2号」を「附則第15条第31項第2号」に改め、同条第12項中「附則第15条第32項第1号イ」を「附則第15条第33項第1号イ」に改め、同条第13項中「附則第15条第32項第1号ロ」を「附則第15条第33項第1号ロ」に改め、同条第14項中「附則第15条第32項第1号ハ」を「附則第15条第33項第1号ハ」に改め、同条第15項中「附則

第15条第32項第1号ニ」を「附則第15条第33項第1号ニ」に改め、同条第16項中「附則第15条第32項第1号ホ」を「附則第15条第33項第1号ホ」に改め、同条第17項中「附則第15条第32項第2号イ」を「附則第15条第33項第2号イ」に改め、同条第18項中「附則第15条第32項第2号ロ」を「附則第15条第33項第2号ロ」に改め、同条第19項中「附則第15条第32項第3号イ」を「附則第15条第33項第3号イ」に改め、同条第20項中「附則第15条第32項第3号ロ」を「附則第15条第33項第3号ロ」に改め、同条第21項中「附則第15条第32項第3号ハ」を「附則第15条第33項第3号ハ」に改め、同条第22項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第38項」に改め、同条第23項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第40項」に改める。

付則第10条の3第12項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項第5号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項を同条第10項とし、同条第8項第5号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項第4号中「附則第12条第21項」を「附則第12条第23項」に改め、同項第6号中「附則第12条第22項」を「附則第12条第24項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第16項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名または名称および個人番号または法人番号（個人番号または法人番号を有しない者にあつては、住所および氏名または名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類および床面積
- (3) 家屋の建築年月日および登記年月日

付則第13条の2第3項の表以外の部分中「第4号」を「第5号」に改め、同項の表第1項中表以外の部分の項中「第4号」を「第5号」に、「本条」を「この条」に改める。

付則第16条第1項中「法附則第30条第1項」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項」に、「当該軽自動車は初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」を「平成31年度分」に改め、同条第2項から第4項までを削り、同条第5項中「附則第30条第6項第1号および第2号」を「附則第30条第2項第1号および第2号」に、「第2項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

付則第16条第5項を同条第2項とし、同条第6項中「附則第30条第7項第1号および第2号」を「附則第30条第3項第1号および第2号」に改め、「以上の軽自動車」の次に「（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項および次項において同じ。）」を加え、「第3項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

付則第16条第6項を同条第3項とし、同条第7項中「附則第30条第8項第1号および第2号」を「附則第30条第4項第1号および第2号」に、「第4項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円

	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

付則第16条第7項を同条第4項とする。

付則第16条の2第1項中「第7項」を「第4項」に改める。

付則第20条（見出しを含む。）中「附則第15条第18項」を「附則第15条第19項」に改める。

付則第20条の2（見出しを含む。）中「附則第15条第39項」を「附則第15条第40項」に改める。

付則第28条中「第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項」を「第18項、第19項、第21項から第25項まで」に、「第31項、第35項、第39項、第42項、第44項、第45項もしくは第48項」を「第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項までもしくは第48項から第50項まで」に改める。

（大東市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 大東市市税条例等の一部を改正する条例（平成29年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち、大東市市税条例付則第15条の3の次に5条を加える改正規定（同条例付則第15条の8第2項に係る部分に限る。）中「については」の次に「、当分の間」を加え、同条例付則第16条第1項の改正規定中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項」を「法附則第30条」に、「平成31年度分」を「当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改める。

第3条 大東市市税条例等の一部を改正する条例（平成30年条例第17号）の一部を次

のように改正する。

第1条のうち、大東市市税条例第48条第1項の改正規定中「および第11項」を「、第11項および第13項」に改め、同条に3項を加える改正規定中「3項」を「8項」に改め、同改正規定（同条第10項に係る部分に限る。）中「次項」の次に「および第12項」を加え、「その他施行規則で定める方法」を削り、同改正規定（同条第12項に係る部分に限る。）中「申告は、」の次に「申告書記載事項が」を加え、同改正規定に次のように加える。

- 13 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができるものと認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、または当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、または納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う第10項の申告についても、同様とする。
- 14 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となった事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前までに、これを市長に提出しなければならない。
- 15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。
- 16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分または前項の届出書の提出があったときは、これらの処分または届出書の提出があった日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後

新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出または法人税法第75条の4第3項もしくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）の処分があったときは、これらの届出書の提出または処分があった日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

第2条のうち、大東市市税条例付則第10条の2、付則第20条の3、付則第20条の4および付則第28条の改正規定を削る。

付則第1条第3号を次のように改める。

(3) 削除

付則第1条第5号中「3項を」を「8項を」に改める。

付則第2条第3項中「第12項」を「第17項」に改める。

付則第3条を次のように改める。

第3条 削除

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の大東市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成31年度分の軽自動車税につい

て適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第5条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成30年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 この条例の施行の日から所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日の前日までの間における新条例付則第28条の規定の適用については、同条中「もしくは第48項から第50項まで」とあるのは「、第48項もしくは第49項」とする。

報告第3号

大東市介護保険条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について

大東市介護保険条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成31年3月29日次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求める。

平成31年4月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成31年政令第118号）が、平成31年3月29日付けで公布され、平成31年4月1日から施行されたことに伴い、所要の改正を早急に行う必要があったため。

大東市介護保険条例の一部を改正する条例

平成31年3月29日

条例第15号

大東市介護保険条例（平成18年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項を次のように改める。

2 前項第1号から第3号までの規定にかかわらず、所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる者 28,710円

(2) 前項第2号に掲げる者 47,850円

(3) 前項第3号に掲げる者 55,506円

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第4条第2項の規定は、平成31年度以後の年度分の保険料について適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

報告第4号

大東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について

大東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成31年3月29日次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求める。

平成31年4月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）が、平成31年3月29日付けで公布され、平成31年4月1日から施行されたことに伴い、所要の改正を早急に行う必要があったため。

大東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

平成31年3月29日

条例第16号

大東市国民健康保険税条例（平成3年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第23条第2号中「275,000円」を「280,000円」に改め、同条第3号中「500,000円」を「510,000円」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の大東市国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。